**別表「指定給水装置工事事業者の指定取消等に対する処分の基準」**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 違反項目 | 水道法  根拠条文 | 関係法令条文 | | No. | 処分事由 | 処分内容 |
| 指定要件違反 | 第25条の11  第１項第１号 | 第25条の３  第１項第１号 | 施行規則  第21条 | １ | 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第２号 | 第20条 | ２ | 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第３号イ |  | ３ | 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第３号ロ | ４ | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第３号ハ | ５ | 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることが なくなった  日から２年を経過しない者であることが判明したとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第３号ニ | ６ | 指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項第３号ホ | ７ | 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 | 指定取消処分 |
| ア | 無断通水、メータの不正使用をしたとき。 |
| イ | 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。 |
| ウ | 施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し又は被害を与えたとき。 |
| 第１項第３号ヘ | ８ | 法人であって、その役員の内に上記３～７-ウまでのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。 | 指定取消処分 |
| 給水装置工事  主任技術者選  任等義務違反 | 第25条の11  第１項第２号 | 第25条の４  第２項 | 施行規則  第22条 | ９ | 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 | 指定取消処分 |
| 第１項 | 第３項 | 10 | 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 | 指定取消処分 |
| 届出義務違反 | 第25条の11  第１項第３号 | 第25条の７ | 施行規則  第34条 | 11 | 事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。 | 指定取消処分 |
| 第35条 | 12 | 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。 | 指定取消処分 |
| 第34、35条 | 13 | 上記11、12について虚偽の届出をしたとき。 | 指定取消処分 |
| 事業の運営  基準違反 | 第25条の11  第１項第４号 | 第25条の８ | 施行規則  第36条第１号 | 14 | 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 | 指定取消処分 |
| 第２号 | 15 | 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 | 指定取消処分 |
| ア | 穿孔資格のない者が施行したとき。 |
| 第３号 | 16 | 局長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 | 指定取消処分 |
| 第５号イ | 17 | 水道法施行令第６条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 | 指定取消処分 |
| 第５号ロ | 18 | 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 | 指定取消処分 |
| 第６号 | 19 | 指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかった  とき又は当該記録をその作成の日から３年間保管しなかったとき。 | 指定取消処分 |
| 工事施行に関  する義務違反 | 第25条の11  第１項第５号 | 第25条の９ |  | 20 | 給水装置の検査の際、局長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査  に立ち会わせないとき。 | 指定取消処分 |
| 第25条の11  第１項第６号 | 第25条の10 | 21 | 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は  虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 | 指定取消処分 |
| 第25条の11  第１項第７号 |  | 22 | 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれが大きいとき。 | 指定取消処分 |
| 不正申請 | 第25条の11  第１項第８号 | 第16条の２  第１項 |  | 23 | 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。 | 指定取消処分 |
|  | | | | | | |
| ※処分内容について、各処分事由に関する最も重い処分を示している。 | | | | | | |